

「特別活動及び総合的な学習の指導法」の 授業設計に関する研究

百 瀬 光 一
下 崎 聖

1 はじめに

新たに「総合的な学習の時間の指導法」が、2019年より教職課程で必修化されることとなった。A大学では、「特別活動の指導法」と組み合わせた「特別活動及び総合的な学習の指導法」（2単位）として設置され、2020年より百瀬が授業担当者となった（2020年後期9月～2月）。全15回で2つの領域を効果的に扱うためには、工夫した授業設計が求められる。本稿¹⁾では、「特別活動の指導法」と「総合的な学習の時間の指導法」を組み合わせた授業設計について追究する。具体的には、A大学と同じように2つの領域を組み合わせる授業設定を行っている先行研究を基に、効果的な授業実践を行う上での工夫点について検討することにした。

2 先行研究

「特別活動の指導法」と「総合的な学習の時間の指導法」を組み合わせた先行研究の中で、長澤直臣の論考²⁾と柴崎直人の論考^{3) 4) 5) 6)}が注目に値する。これらは、両者を効果的に組み合わせるための具体的な工夫

点が述べられている。本研究における授業設計を検討していく上で重要となる。以下、詳述する。

2.1 長澤直臣の論考

長澤は、新科目「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」の内容構成を検討する上で特別活動の時間を活用した総合的な学習の時間の実施という考え方を基に、シラバス試案を作成した（Table1参照⁷⁾。

この中で長澤は、新学習指導要領で総合的な学習の時間の探究課題として例示されている、①現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、②地域や学校の特色に応じた課題、④職業や自己の将来に関する課題の3課題を授業で取り上げ、③生徒の興味・関心に基づく課題については、特別活動に関する講義内容との関連での時間的制約もあるが、学生の母校など、それぞれの現実の学校の実態に対応した課題を学生に調査・分析させ、レポート課題とすること等が必要であるとしている⁸⁾。④職業や自己の将来に関する課題については、特別活動との融合の観点から「学級活動・HR活動の実践事例の分析と検討」として扱うことも可能であるとしている⁹⁾。また、学校の実態や特色に応じて、学級（HR）活動の内容「(3)一人一人のキャリア形成と実現」の代替として、④職業や自己の将来に関する課題を扱うことも可能となるとしている¹⁰⁾。さらに、職業体験や奉仕・体験活動なども、総合的な学習の時間の探究活動として扱うことで、特別活動の学校行事に替えることも可能であるとしている¹¹⁾。

2.2 柴崎直人の論考

柴崎も「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」のカリキュラム開

Table 1 授業計画（シラバス）

第1回：ガイダンス：特別活動の意義と総合的な学習の時間との関連
第2回：教育課程における特別活動と総合的な学習の時間
第3回：特別活動の歴史と学習指導要領の変遷
第4回：学級活動・HR活動の実践事例の分析と検討
第5回：学級活動・HR活動の指導法と評価－指導案の検討と評価
第6回：生徒会活動・学校行事の実践事例の分析と検討
第7回：生徒会活動の指導法と評価
第8回：学校行事の指導法と評価
第9回：総合的な学習の時間の意義と原理－学習指導要領が求める資質能力－
第10回：総合的な学習の時間の実践課題の検討と分析
①現代的な諸課題への対応：横断的・総合的な探究課題
第11回：総合的な学習の時間の実践課題の検討と分析
②地域や学校の特色に応じた探究課題
第12回：総合的な学習の時間の実践課題の検討と分析
③自己の生き方、将来に関する探究課題
第13回：探究的な学習の過程づくりの実践と評価
第14回：総合的な学習の時間の年間指導計画の検討と単元計画の作成
第15回：総合的な学習の時間の指導体制と地域との連携

注釈：長澤直臣「新科目『特別活動及び総合的な学習の時間の指導法』設定の趣旨と授業試案」『教職課程年報』（12）、桜美林大学教職センター、2017年、p.98の「2-2. 授業計画（シラバス）」を下崎が表として作成した。

発を行った。授業の概要は、「特別活動は、集団活動を基盤とした活動であり、児童生徒の主体的な参加と教師の適切な指導・助言によって教育効果を発揮するものである。そこで、「集団のあり方と教師の関わり方」をキーワードにして特別活動と総合的な学習の時間の考察を深める。具体的には、学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事、クラブ活動（部活動）の各内容と総合的な学習の時間の指導の在り方について、実際に計画を立案する活動を通して総合的に検討する。」^{12) 13)} としている。

この中の「実際に計画を立案する活動を通して総合的に検討」とは、特別活動と総合的な学習の時間の関係性を活用し、実際に2つの領域を複合

的に学べる体験的活動を計画することで、両者の学びを効果的に深めるといえるものであるとしている^{14) 15)}。具体的には、学習指導要領に記されている「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる」^{16) 17)}ことを踏まえながら学校行事に焦点化して、総合的な学習の時間との効果的な学びを目指す授業計画を考案した (Table2参照)¹⁸⁾。

さらに柴崎は、試行として「特別活動と学級経営」(2018年10月～2019年3月)の授業内で、特別活動と総合的な学習の時間に関する講義を行った後、グループごとに特別活動の遠足計画(総合的な学習の時間の単位における任意のある活動を特別活動の遠足として読み替える設定)と総合的な学習の時間の単位における学習指導案を作成させ、授業内での発表を行わせた^{19) 20)}。この時の学生の成果物である特別活動の遠足計画と総合的な学習の時間の学習指導案の「目標」を分析した結果、全43班のうち総合的な学習の時間においては6割弱、特別活動においては5割の班が目標に関する理解が十分でなかったことを、特別活動か総合的な学習の時間のいずれか一方でも目標理解が得られている班が7割あった一方で、3割の班が双方の学習活動における「目標」の理解がいずれも不十分であったことを報告している²¹⁾。このことから柴崎は、これまで同程度の内容を設定していた特別活動と総合的な学習の時間の説明を、今後は従来に比して総合的な学習の時間の目標に多くの時間を割いてより十分に解説する必要があることを、「目標」の理解が不十分な学生に対しては、「目標」と活動計画を結びつける説明や指示を十分に行う必要があること等を考察している²²⁾。

また、遠足計画の「活動内容」の分析から、6割弱の班において遠足の

Table 2 授業計画

第1回	：教育課程における学級経営、特別活動及び総合的な学習の時間の位置づけ及び意義と役割
第2回	：特別活動及び総合的な学習の時間の歴史と学級経営
第3回	：学級活動・ホームルーム活動と総合的な学習（意義と役割・指導法・指導実践事例）
第4回	：児童会活動・生徒会活動と総合的な学習（意義と役割・指導法・指導実践事例）
第5回	：クラブ活動・部活動と総合的な学習（意義と役割・指導法・指導実践事例）
第6回	：学校行事と総合的な学習①（意義と役割・指導法・指導実践事例）
第7回	：学校行事と総合的な学習②（総合的な学習と関連した学校行事の企画：グループワーク論）
第8回	：学校行事と総合的な学習③（総合的な学習と関連した学校行事の企画：目的の重要性）
第9回	：学校行事と総合的な学習④（総合的な学習と関連した学校行事の企画：役割分担と責務）
第10回	：学校行事と総合的な学習⑤（総合的な学習と関連した学校行事の企画：目的と日程の関連）
第11回	：学校行事と総合的な学習⑥（総合的な学習と関連した学校行事の企画：教員の留意点とは）
第12回	：学校行事と総合的な学習⑦（総合的な学習と関連した学校行事の実践）
第13回	：学校行事と総合的な学習⑧（総合的な学習と関連した学校行事の報告・総括）
第14回	：児童生徒の参加を促す指導方法（ワークショップ論）
第15回	：特別活動及び総合的な学習の評価と今後の課題

注釈：柴崎直人「教師教育における『特別活動及び総合的な学習の時間の指導法』のカリキュラム開発研究(2)―『特別活動と学級経営』における試行を含めて―」『岐阜大学教育学部研究報告. 教育実践研究・教師教育研究』21、岐阜大学教育学部、2019年、p.111の「(1)半期（2単位）授業計画」を下崎が表として作成した。

活動内容に関する理解が十分でないことと、4 割弱の班が「活動」「目標」の理解がいずれも不十分であったことを報告している²³⁾。このことから柴崎は、遠足の活動を学生に計画させるにあたり、これまでの指導内容に加え、今後は活動内容が遠足の目標を達成するに足る内容を伴っているものであることを十分に吟味する指導が必要であることを考察している²⁴⁾。

「活動」「目標」の理解がいずれも不十分であった層に関しては、遠足の

活動内容が特別活動、学校行事、旅行・集団宿泊行事それぞれの「目標」を達成させるためのものであることを理解させる指導と、「活動」と「目標」を効果的にリンクさせることができるような説明や指示をそれぞれ十分に行う必要があることを考察している²⁵⁾。

3 実際の授業計画

再課程認定の際に提出した授業計画を以下に示す。授業名称の並びに合わせ、前半は「特別活動」で、後半は「総合的な学習の時間」で構成している。言うまでもなく、授業のテーマ及び到達目標、授業の概要も含め、これらは教職課程コアカリキュラムの「特別活動の指導法」²⁶⁾及び「総合的な学習の時間の指導法」²⁷⁾に則し、そこでの文言も活用して作成されている。なお、授業のテーマ及び到達目標授業の概要は、紙幅の都合上割愛する（同様に授業計画の括弧内も提出したものよりも簡略化を図っている）。

- ・第1回：特別活動の意義、目標及び内容（1）（特別活動の目標及び内容等と人間関係形成・社会参画・自己実現、主体的・対話的で深い学び）
- ・第2回：特別活動の意義、目標及び内容（2）（教育課程における意義と位置付け）
- ・第3回：特別活動の意義、目標及び内容（3）（学級・ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等）
- ・第4回：特別活動の指導法（1）（教育課程全体で取り組む特別活動の指導の在り方）
- ・第5回：特別活動の指導法（2）（各教科等との往還的関連と「チームとしての学校」）

- ・第6回：特別活動の指導法（3）（特別活動の評価・改善）
- ・第7回：特別活動の指導法（4）（合意形成と意思決定の指導の実践事例分析、集団活動の意義と指導の在り方）
- ・第8回：特別活動の指導法（5）（家庭・地域住民・関係機関との連携・協働）
- ・第9回：総合的な学習の時間の意義と原理（1）（総合的な学習・探究の時間の意義・役割）
- ・第10回：総合的な学習の時間の意義と原理（2）（総合的な学習・探究の時間の目標と各学校で定める目標及び内容）
- ・第11回：総合的な学習の時間の指導計画の作成（1）（各教科等との関連を図った年間指導計画作成の重要性及び実践事例分析）
- ・第12回：総合的な学習の時間の指導計画の作成（2）（「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る単元計画の作成）
- ・第13回：総合的な学習の時間の指導と評価（1）（探究的な学習の過程と手立て）
- ・第14回：総合的な学習の時間の指導と評価（2）（作成した単元計画のプレゼンテーションと批評検討会）
- ・第15回：総合的な学習の時間の指導と評価（3）（各種評価法とカリキュラム・マネジメント）

4 授業設計における工夫点

長澤と柴崎の論考を基にしながら、先に示した授業計画を効果的に実践に移すための工夫点について検討する。

4.1 予習レポートの設定

本授業で活用するテキストは、文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）』東山書房、2018年の他、文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 特別活動編』東京書籍、2019年（以下、『特活解説』と略記）と文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総合的な探究の時間編』学校図書、2019年（以下、『総合解説』と略記）の2冊である。特にこの2冊を活用しながら、第1回～第6回、第9回と第10回の授業を進めていく予定である（他の授業でも適宜活用予定）。これらの理解は、本授業はもちろん、教育実習や学校現場においてはきわめて重要となる。そこで、これらを毎回10～20頁程度読んでまとめる「予習レポート」を第1回～第5回の授業、第8回と第9回の授業で課すこととした。長澤が指摘したレポート課題とは異なるが、これを課すことで学生の授業理解の促進を図りたいと考えた。

大学の授業における予習レポート（予習課題、事前課題等）の効果に関する先行研究の中で、松本裕史・戸山彩奈の論考²⁸⁾が本授業における予習レポートを検討する上で参考となる。ここでは、予習の効果に関する先行研究を基に予習は授業理解を促進する効果があることやその効果に個人差が生じることが明らかになっている点も指摘している²⁹⁾。この研究における予習レポートとは、学びに対する能動的な態度の構築を目的とした予習課題であるとし、次の決まりが設定されている。①次回の授業内容（教科書内の1テーマ、2～4ページ）をA4用紙1枚にまとめる。レポート末尾に内容をまとめた後の感想を記入する。②レポートは手書き、多数の色を使うことや図表、イラストの活用が推奨されている。③レポート提出は任意であり、提出すると成績評価に加点される。④レポートは授業

前に提出する³⁰⁾。松本・戸山によれば、健康・スポーツ系学生を対象にこの予習レポートを活用した大学授業の効果を検討した結果、学生の授業理解の促進および学習意欲の向上をもたらすことが示唆されたとしている³¹⁾。

松本・戸山の論考を参考にして、本研究でも予習レポートの提出は任意とし、成績評価に加点し、授業前に提出することとした。レポートの形式は、SDS法³²⁾を活用し、A4用紙1枚程度で便宜的にワープロ書きとした。このSDS法は、百瀬・下崎の研究^{33) 34) 35)}及び百瀬・石川の研究³⁶⁾でも、特別支援学校の生徒及び大学生のプレゼンテーション活動で活用し、その有用性を確認してきた³⁷⁾。今回は、これを試みにレポート形式（Table3参照）で活用し、『特活解説』及び『総合解説』を読んで自分が説明したいことを3個程度選択させることで、授業理解へのきっかけづくりになることを期待した³⁸⁾。

『特活解説』と『総合解説』以外には、第7回と第8回と、第11回～第13回の授業で活用する、百瀬・下崎の「総合的な学習の時間」と「特別活動」との関連的指導を扱った授業実践資料（全53頁）³⁹⁾も予習レポートとして読み込ませることにした。この授業実践は「異学年交流」を設定したもので、交流する一方の学年は「総合的な学習の時間」として、もう一方の学年は「特別活動（ホームルーム活動）」としてそれぞれ設定したものである。この資料から両者の「目標」と「活動」とのつながり、両者の「学習過程」と「主体的・対話的で深い学び」を実現させるための手立て、「評価」等が確認できる。この資料も予習レポートとして読み込ませることで、柴崎が課題として指摘した「活動」と「目標」を効果的にリンクさせることの指導にも資するものと考えた。この予習レポート⁴⁰⁾も先の形式で第6回と第7回、第10回～第12回の授業で課すことにした。

Table 3 SDS 法を用いたレポート形式 (A 4 判)

<p>【Summary】 これから、() を読んで3つのことを説明したいと思えます。 第一に ()、 第二に ()、 第三に () についてです。</p>
<p>【Details】 最初に、第一の () についてですが、詳細に説明すると、 つぎに、第二の () についてですが、詳細に説明すると、 最後に、第三の () についてですが、詳細に説明すると、</p>
<p>【Summary】 以上、() を読んで、 第一に ()、 第二に ()、 第三に () について説明しました。 これで終わります。</p>

注釈：SDS 法は、先述した百瀬・下崎、百瀬・石川の研究同様、箱田忠昭『「できる人」の話し方&コミュニケーション術 なぜか、「他人に評価される人」の技術と習慣』フォレスト出版、2005年、pp.100-103を参考とし、百瀬光一・下崎聖「特別支援学校に在籍する生徒のコミュニケーション能力を高めるための教材・単元開発に関する研究一クラス集団内での共同学習を通して」『山梨学院大学法学論集』第74号、山梨学院大学法学研究会、2014年、p.111の表2、百瀬光一・石川勝彦「教育実習との関連を踏まえた教職実践演習の授業開発」『山梨学院大学法学論集』第86号、山梨学院大学法学研究会、2020年、p.81の Table 3を元に百瀬が手を加えて作成した。

4.2 学修内容の再確認

柴崎が課題として指摘した特別活動と総合的な学習（探究）の時間の目標の理解については、1回の授業の中で両者を扱っている長澤と柴崎の授業計画や、両者の目標等を比較して示している天野義美の論考⁴¹⁾を参考として、第1回の授業では第10回の授業内容の一部（総合的な学習（探

究)の時間の目標)を、第2回の授業では第9回の授業の一部(総合的な学習(探究)の時間の意義)を、第9回の授業では第2回の授業の一部(特別活動の教育課程における意義)を、第10回の授業では第1回の授業内容の一部(特別活動の目標)を扱いながら授業を展開することにした。このように両者の目標と意義をそれぞれもう一度確認させることで、双方の目標についての理解を図ることにした。

4.3 「異学年交流」を想定した指導計画の作成

柴崎が示した複合的に2領域を効果的に学べる体験的活動の計画を基に、本授業では先の百瀬・下崎の授業実践⁴²⁾を参考に、2領域が複合的に学べる「異学年交流」を計画させることにした。実践の内容との関連から、2領域両方の「指導計画」を通常の復習の他、第7回と第8回、第11回～第13回の授業の事後課題として作成させることにした。この課題も長澤が指摘したレポート課題とは異なるが、これを課すことで2領域を扱うことの時間的制約もカバーすることとした。第7回と第8回では特別活動の指導計画を、第11回～第13回では総合的な学習(探究)の時間の指導計画を便宜的に個人で作成させることにした。

具体的な作成の進め方は、柴崎の総合的な学習の時間の単元の学習指導案で作成させた項目^{43) 44) 45)}を参考に、特別活動の指導計画では、題材名、題材設定の理由、題材目標、題材展開の4項目を2回に分けて、総合的な学習の時間の指導計画では、単元名、単元設定の理由、単元目標、単元展開、本時案の5項目を3回に分けて作成させることにした。予習レポート同様、ワープロ書きとした。学生の負担を考慮し、本時案は、総合的な学習(探究)の時間のみとした。

5 おわりに

以上本研究では、A大学で設置された「特別活動及び総合的な学習の指導法」の授業設計について追究した。具体的には、「特別活動の指導法」と「総合的な学習の時間の指導法」の2つの領域を組み合わせる授業設定を行っている先行研究を基にしながら、効果的な授業実践を行うための工夫点について追究した。その結果、次の3点を導き出した。すなわち、①予習レポートの設定、②学修内容の再確認、③「異学年交流」を想定した指導計画の作成の3点である。今後の課題は、授業実践を通して開発した授業の有用性について検証することである。

注・引用文献

- 1) 分担は、1・3・4・5を百瀬が、2を下崎が担当した。
- 2) 長澤直臣「新科目『特別活動及び総合的な学習の時間の指導法』設定の趣旨と授業試案」『教職課程年報』(12)、桜美林大学教職センター、2017年、pp.97-111。
- 3) 柴崎直人「教師教育における『特別活動及び総合的な学習の時間の指導法』の授業開発(1)―関係機関の動向から見るシラバス策定の方向性―」『岐阜大学教育学部研究報告. 教育実践研究・教師教育研究』20、岐阜大学教育学部、2018年、pp.159-168。
- 4) 柴崎直人「教師教育における『特別活動及び総合的な学習の時間の指導法』のカリキュラム開発研究(2)―『特別活動と学級経営』における試行を含めて―」『岐阜大学教育学部研究報告. 教育実践研究・教師教育研究』21、岐阜大学教育学部、2019年、pp.109-118。
- 5) 柴崎直人「教師教育における『特別活動及び総合的な学習の時間の指導法』のカリキュラム開発研究(3)―学習成果物における『目標』の検討を通して―」『岐阜大学カリキュラム開発研究』36(1)、岐阜大学総合情報メディアセンター、2020年、pp.1-8。
- 6) 柴崎直人「教師教育における『特別活動及び総合的な学習の時間の指導法』の授業開発(4)―学習成果物における『活動内容』の検討を通して―」『岐阜大学

教育学部研究報告『教育実践研究・教師教育研究』22、岐阜大学教育学部、2020年、pp.145-154。

- 7) 前掲書2)、pp.99-100。
- 8) 前掲書2)、p.100。
- 9) 前掲書2)、p.100。
- 10) 前掲書2)、p.100。
- 11) 前掲書2)、p.100。
- 12) 前掲書3)、p.167。
- 13) 前掲書4)、p.109。
- 14) 前掲書3)、pp.167-168。
- 15) 前掲書4)、p.109。
- 16) 文部科学省「小学校学習指導要領(平成29年告示)」、
https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf、pp.20-21(2020年8月25日検索)。
- 17) 文部科学省「中学校学習指導要領(平成29年告示)」、
https://www.mext.go.jp/content/1413522_002.pdf、p.22(2020年8月25日検索)。
- 18) 前掲書4)、pp.109-117。
- 19) 前掲書5)、pp.1-8。
- 20) 前掲書6)、pp.145-154。
- 21) 前掲書5)、pp.1-8。
- 22) 前掲書5)、pp.1-8。
- 23) 前掲書6)、pp.145-154。
- 24) 前掲書6)、pp.145-154。
- 25) 前掲書6)、pp.145-154。
- 26) 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会「教職課程コアカリキュラム」(平成29年11月17日)、
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afldfile/2017/11/27/1398442_1_3.pdf、p.21(2020年8月24日検索)。
- 27) 同上書26)、p.20(2020年8月24日検索)
- 28) 松本裕史・戸山彩奈「健康・スポーツ系学生を対象とした予習レポートによる授業改善の工夫—WEBアンケートによる評価を活用して—」『武庫川女子大学情報教育研究センター紀要』(26)、2017年、pp.11-16。
- 29) 同上書28)、p.11。予習の効果に関する先行研究として、篠ヶ谷圭太の論考が紹介されている。その中に、篠ヶ谷圭太「予習が授業理解に与える影響とそのプロ

- セスの検討－学習観の個人差に注目して－』『教育心理学研究』56(2)、日本教育心理学会。pp.256-267、2008年などがある。
- 30) 同上書28)、p.12。
- 31) 同上書28)、pp.11-16。
- 32) SDS法とは「Summary」→「Details」→「Summary」という組立ての話し方である。箱田忠昭『「できる人」の話し方&コミュニケーション術 なぜか、「他人に評価される人」の技術と習慣』フォレスト出版、2005年、pp.100-103。
- 33) 百瀬光一・下崎聖「特別支援学校に在籍する生徒のコミュニケーション能力を高めるための教材・単元開発に関する研究－クラス集団内での共同学習を通して－」『山梨学院大学法学論集』第74号、山梨学院大学法学研究会、2014年、pp.116-99。
- 34) 百瀬光一・下崎聖「学校生活に対する意欲を高めるためのプレゼンテーション活動に関する研究－アクティブ・ラーニングの視点をういた教材開発を通して－」『教材学研究』(28)、日本教材学会・編集委員会、2017年、pp.93-104。
- 35) 百瀬光一・下崎聖「特別活動を中核としたキャリア教育に関する研究－特別活動と教科等の関連を中心として－」『山梨学院大学法学論集』第80号、山梨学院大学法学研究会、2017年、pp.79-112。
- 36) 百瀬光一・石川勝彦「教育実習との関連を踏まえた教職実践演習の授業開発」『山梨学院大学法学論集』第86号、山梨学院大学法学研究会、2020年、pp.75-103。
- 37) 百瀬らの研究では、一貫して箱田が述べているSDS法を参考としたプレゼンテーション活動（伝えたい内容をワークシートやKJ法等で3つに整理・単純化して伝えるSDS法）を通して、自立活動でのコミュニケーション能力の向上、学校生活に対する意欲の喚起、自己理解や他者理解の促進、社会性・対人関係能力等の形成を目的としてきた。
- 38) ここでのSDS法のレポート形式への活用目的は、『特活解説』と『総合解説』のいわゆる「読解」ではなく、主として説明できることとできないこと等の区別を図ることとした。
- 39) 百瀬光一・下崎聖「総合的な学習の時間と特別活動における主体的・対話的で深い学びの実現に関する研究－両者を関連させた異学年交流の設定を中心として－」『山梨学院大学法学論集』第83号、山梨学院大学法学研究会、2019年、pp.69-121。
- 40) 特別活動と総合的な学習の時間の事例分析に関する研究として、古田紫帆・古田壮宏「特別活動および総合的な学習の時間の設計のための事例分析学習の試作－防災教育の実践事例を用いて－」『大手前大学論集』(19)、大手前大学、2018年、

pp.293-306が注目に値する。今回の予習レポートでは、この研究のように両者の詳細な事例分析をさせるのではなく、両者の目標や活動等を確認させる程度とした。

- 41) 天野義美「第1章 総説」中園大三郎・松田修・中尾豊喜編『小・中・高等学校「特別活動と総合的な学習・探究の理論と指導」－新学習指導要領に準拠した理論と指導－』学術研究出版、2020年、pp.13-15。
- 42) 前掲書39)、pp.69-121。
- 43) 前掲書4)、p.114。
- 44) 前掲書5)、p.2。
- 45) 前掲書6)、p.146。